平成13年5月25日

記者発表資料

神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業の事業者選定における客観的評価の公表について

神奈川県教育庁では、次の事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」 (以下「PFI法」という。)に基づき、平成12年9月18日に特定事業として選定し、平成13年 2月2日に「総合評価一般競争入札方式」による入札を実施し、神奈川県PFI事業者選定審査会の審 査を経て、4月3日に落札者を決定しました。

つきましては、PFI法第8条の規定に基づき、事業者選定における客観的評価の結果を別添のとおり公表します。

1 事業名 神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業

2 事業場所 (葉山新館)三浦郡葉山町一色字三ケ岡2208-1

(鎌倉館本館)鎌倉市雪ノ下2-1-53

(鎌倉館別館)鎌倉市雪ノ下2-8-1

3 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、事業者が新たに葉山新館を建設・所有し、葉山新館及び鎌倉館(本館及び別館)の維持管理を行うとともに、葉山新館の喫茶・レストランやミュージアムショップなど美術館に付帯する施設の運営や備品の整備等を行う。

葉山新館の概要

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造)
- ・地上2階地下1階
- ・延床面積 6,000m² (構造体等を除く美術館面積の合計)
- 4 落 札 者 伊藤忠商事美術館 P F I グループ

(問い合わせ先)

教育庁教育部生涯学習文化財課

近代美術館新館建設担当

電話 045-210-8360

メールアト・レス kinbi-hayama@planet.pref.kanagawa.jp

HPアドレス http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syogaigakusyu/kinbi-hayama.htm

ハローファックスボックス番号	2 5 0 6 1
ホームへ゜ーシ゛アト゛レス	http://www.pref.kanagawa.jp/press/0105/25061/index.htm

神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業の客観的評価の公表

神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業の事業者の選定を行いましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)第8条の規定に基づき、事業者選定における客観的評価の結果をここに公表します。

平成13年5月25日

神奈川県知事 岡崎 洋

1 落札者

伊藤忠商事美術館 P F I グループ (グループ代表者)伊藤忠商事(株)

(グループ構成員)戸田建設(株)

(グループ構成員)(株)ハリマビステム

(グループ構成員)センチュリー・リーシング・システム(株)

(グループ構成員)(株)ホテルオークラエンタープライズ

2 落札者決定の経過

PFI法及び総合評価一般競争入札の手続きに従い、あらかじめ公告した落札者決定基準に基づき、神奈川県PFI事業者選定審査会において審査が行われ、優秀提案者に選定された事業者を落札者と決定しました。

審査の詳細は、「神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業提案審査講評(神奈川県PFI事業者選定審査会)」(平成13年4月3日公表)のとおりです。

3 県が直接実施する場合の公共負担額と民間事業者の提案に基づく公共負担額の比較

(1) 県が直接事業を実施する場合の公共負担額

平成12年9月18日付けで公表した特定事業の選定において、次のように県が直接実施する場合の前提条件を設定しました。なお、建設費と起債利率の数値は、今回初めて公表します。

算定対象とする経費は、葉山新館の建設費等(備品等整備費等を含む)5,330百万円の他、 県債利息等、維持管理費(修理費を含む)、美術館支援業務費及び鎌倉館の維持管理費並びに県の人 件費とした。

建設費の財源には、地方債を70%充当し、償還条件は、償還期間10年、2回借り換え、合計 償還期間30年とした。

起債利率は、過去10年平均の4.01%とした。

維持管理費、美術館支援業務費及び備品等整備費は、関係事業者からの参考見積、ヒアリング及び現在の近代美術館の事業実績を基に算定した額とした。

修理費は、(財)建築保全センターの基礎データを基に算定した額とした。 インフレ率は1%、割引率はインフレ率を含め4%とした。 以上の前提条件により算定したところ、県が直接事業を実施した場合の公共負担額は 9,229百万円となり、これにリスク調整分 374百万円を加算し、合計の公共負担額は現在価値で 9,603百万円となります。

(2) 民間事業者の提案に基づく公共負担額

落札者となった伊藤忠商事美術館PFIグループ(事業者)の提案内容を踏まえ、前提条件を次のとおり設定しました。

本件工事費等(建設費の他、備品等整備費等を含む) 3,220百万円(消費税を除く) 基準金利へ上乗せするスプレッド1.70%

特定事業選定時の算定と比較を行うため、基準金利(6ヶ月 L I B O R ベース10年物円金利スワップレート)は過去10年平均の4.28%

基準となる年間の維持管理費(修理費を含む)及び美術館支援業務費 267百万円(消費税を除く)

インフレ率は1%、割引率はインフレ率を含め4%

以上の前提条件の下、民間事業者の提案による公共負担額すなわち神奈川県の負担額は、現在価値で 6,882百万円となります。

従って、「(1) 県が直接事業を実施する場合の公共負担額(9,603百万円)」と「(2) 民間事業者の提案に基づく公共負担額(6,882百万円)」を比較すると、民間事業者が実施するほうが、県が直接実施する場合より、公共負担額が現在価値で2,721百万円削減((1)-(2))されます。

なお、特定事業の選定時(平成12年9月18日)には、「独立採算部門の収支を含む場合」と「独立採算部門の収支を除いた場合」の2事例を想定し、客観的評価の結果を公表しましたが、今回の事業者選定においては、独立採算部門(喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場)の運営に係る収支を除くことを前提に提案書が提出されているため、公共負担額の差額の比較は「独立採算部門の収支を除いた場合」のみ行っています。